

# 31 給与支払報告書（総括表）

尼崎市長あて 平成 年 月 日提出

給与の支払期間	平成 年 月分	新規	変更	
給与支払者の法人番号又は個人番号	(右詰めで記載してください)			
フリガナ		提出区分	年間分・退職者分	
給与支払者の名称又は氏名	Ⓜ	事業種目		
		受給者総人員	人	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	フリガナ	提出市町村数		
		特別徴収 (住民税を給与引取り)	人	
同上の所在地	〒	普通徴収	退職者 又は退職予定者 (下記「略号a」に該当)	人
		普通徴収	下記「略号」b、c、 dに該当する方	人
特別徴収関係書類の送付先	〒 (上記所在地と異なる場合のみ記入してください)	計	人	
		所轄税務署	( ) 税務署	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	Ⓜ	給与の支払の方法及びその期日		
		特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	名称	
連絡先の氏名 所属課、係名及び電話番号	所属 課係名 氏名  (電話 - - )	名称・所在地等に 変更がある場合は 「有」に○印をして ください	所在地	有
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名  (電話 - - )		送付先	有
中途入社の方の前職分などは含んでいますか。	はい いいえ	30年度指定番号(給与支払者番号)		
摘要欄の記載に漏れはありませんか。	はい いいえ			
納入書は必要ですか。	要 不要			

給与支払報告書（個人別明細書）につけて一月三十一日までに提出してください。

## 【給与支払報告書（総括表）記載要領】

- この給与支払報告書（総括表）は、地方税法(以下「法」という。)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により尼崎市に提出してください。  
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者・・・1月31日までに提出  
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの(以下「退職者」という。)・・・退職した年の翌年の1月31日までに提出
- 「給与支払者の法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載し、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその写し)をしてください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、代表者の氏名(給与支払者が国の機関である場合には、経理責任者の職・氏名)を記載し、押印してください。
- 「特別徴収関係書類の送付先」欄には、給与支払者の所在地と異なる場合のみ記入してください。
- 「連絡先の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「報告人員」欄には、尼崎市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員(退職者人員を含む。)を実人数で記載してください。
- 報告人員のうち「退職者」欄には、尼崎市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する退職者の人員を実人数で記載してください。
- この給与支払報告書（総括表）は、給与支払報告書（個人別明細書）と共にご提出くださるようお願いいたします。
- 兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。  
○ 特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指定させていただきます。  
○ 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収していただきます。

※普通徴収に該当する方がいる場合、その理由(a～d参照)について、個人別明細書の摘要欄に必ずご記入をお願いします。

略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
c	給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)